

下野市ワーク・ライフ・バランス 推進事業所認定制度のご案内

市では、働く人やその周囲の人々が、それぞれの個性と能力を発揮しながら、充実した生活を送ることができる社会づくりを目指しています。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいて多様な生き方を選択・実現できる」ことを指します。

このワーク・ライフ・バランスの実現のため、「**下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所**」として、**職場環境整備と男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる事業所等**を募集します。

市では、認定事業所等を広く周知すること等で、その取組を応援します。



1 対象

常時雇用の労働者がいる法人その他団体の、市内の事業所または事務所。

ただし、3事業年度以内に労働に関する法令その他の各種法令に違反していないことと、社会通念上認定を受けるにふさわしくないと判断される事由がないこと等が条件となります。

2 認定基準

以下の5つの分野に関する取組を行っていること。

- (1) 労働環境の改善
- (2) 短時間勤務、在宅勤務等の柔軟な働き方の推進
- (3) 育児・介護等と仕事の両立支援
- (4) 社員の自己啓発、キャリアアップ及び地域貢献活動
- (5) 女性活躍の推進

※認定基準の詳細については、**下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定チェックシート**をご確認ください。

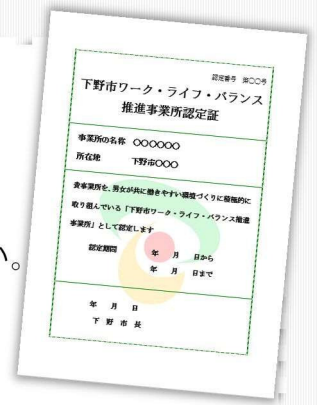
3 認定について

10月25日(日)開催の産業祭で、認定証交付式を行います。

認定証は3年間有効です。事業所内に掲示するなどしてご活用ください。

認定事業所等の名称や取組内容等は、市の広報紙やホームページ等へ掲載され、広く周知されます。

本社・本店が認定を受けると、市建設工事参加資格審査において10点が加点されるほか、市の発注する契約に関連した優遇を受けられる場合があります。



4 申請方法

以下の申請書類を、下野市役所市民協働推進課までご提出ください。

申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

- ①下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定申請書
- ②下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定チェックシート
- ③その他認定の参考となる資料（社内規則や取組の実績がわかる資料等）

令和2年度認定申請受付：令和2年3月2日(月)～令和2年4月30日(木)

◆申請書様式は下記ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.city.shimotsuke.lg.jp/0813/info-0000006011-0.html>



5 審査について

審査会は8月中旬を予定しています。

審査の際、電話や訪問により申請内容の確認にご協力いただく場合があります。



お問合せ先 〒329-0492 下野市笹原 26 番地
下野市役所 市民協働推進課 協働推進グループ

TEL : 0285-32-8887 FAX : 0285-32-8606

E-mail : shiminkyoudousuishin@city.shimotsuke.lg.jp

下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定チェックシート

当てはまる項目の左側に✓を記入してください。合計 15 項目以上該当で申請できます。

3 事業年度内に社員が制度を利用した実績がある場合は、1 項目で 2 項目分の該当となります。

✓	(1) 労働環境改善分野	
	ノー残業デーの導入など、所定外労働（残業）時間の削減のための取組を実施している。	
	労働時間縮減のため、業務の効率化を図っている。	
	年次有給休暇取得促進のための取組を実施している。	
	各種ハラスメント対策の担当者を配置（または担当部署を設置）している。	
	（その他独自の取組）	
✓	(2) 柔軟な働き方の推進分野	3 事業年度内の 制度利用者実績*
	フレックスタイム制度や時差出勤制度を導入している。	人
	テレワーク制度（在宅勤務制度やサテライトオフィスの設置等）を導入している。	人
	各種福利厚生制度等に関する職場の理解促進のため、研修会等を行っている。	
	転居を伴う転勤や海外出張等、職員配置の際に社員や家庭の状況に配慮している。	
	（その他独自の取組）	
✓	(3) 育児・介護等と仕事の両立支援分野	3 事業年度内の 制度利用者実績*
	事業所内に託児施設等を設置している。	人
	育児・介護サービス利用料の援助制度がある。	人
	育児・介護に関して、法定を上回る休業・休暇制度を設けている。	人
	父親の育児休業や産前・産後の休暇制度等の取得推進を積極的に行っている。	人
	育児・介護を理由とした退職者の再雇用特別措置等の制度を設けている。	人
	時短勤務制度や子の看護休暇制度を整備している。	人
	ファミリーデーの導入等、社員の家族と会社が相互理解を深める機会を設けている。	人
	イクボス宣言や、栃木県の「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」を行っている。	
	育児・介護休業取得者の円滑な職場復帰に向けた取組を行っている。	
	（その他独自の取組）	
✓	(4) 社員の自己啓発、キャリアアップ及び地域貢献活動分野	3 事業年度内の 制度利用者実績*
	非正規雇用から正社員への登用制度がある。	人
	地域活動、社会貢献活動へ参加するためのボランティア休暇制度を導入している。	人
	自己啓発のための休暇制度や、教材費や講習費、受検料等の補助制度がある。	人
	乳幼児連れのための環境の整備（授乳室やベビーベッド、おむつ替え台の設置等）を行っている。	
	（その他独自の取組）	
✓	(5) 女性活躍推進分野	
	男女共同参画に関する啓発・研修を実施している（外部で実施した研修への参加も含む）。	
	男女の固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直し（お茶出し、雑用等）を行っている。	
	女性の昇給・昇格試験および資格取得試験の受験を奨励している。	
	女性の採用率や女性の管理職割合を高めるための取組を行っている。	
	女性が働きやすい職場環境の整備（更衣室、トイレ、その他の設備関連）を行っている。	
	（その他独自の取組）	

※申請事業年度から3年以内に、社員が制度を利用した実績がある場合は、対象人数をご記入ください。